

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 執行役員とみなし役員

Q : 執行役員は、みなし役員に該当しますか？

A : 執行役員だからといって必ずしもみなし役員に該当するとは限りません。

【解説】

執行役員制度とは、取締役会が担う①業務執行の意思決定と、②取締役の職務執行の監督及び代表取締役等が担う③業務の執行のうち、③の業務の執行を執行役員が担当するというものです。

執行役員制度の下では、執行役員は一般に、代表取締役の指揮・監督の下で業務執行を行いますが、会社の経営方針や業務執行の意思決定権限を有していませんので、税務上は「法人の経営に従事しているもの」に該当せず、役員には該当しないとされています。

一方、みなし役員とは、法人の使用人(職制上使用人としての地位を有する者に限る)以外の者でその法人の経営に従事しているもの及び同族会社の使用人で一定の要件に該当するもので会社の経営に従事しているものをいいますので、経営に従事しない執行役員とは基本的に性格を異にしています。

したがって、執行役員だからといって必ずしもみなし役員に該当するとは限りませんが、場合によっては、執行役員でも経営に参画し、税務上の役員に該当することもありますので、ケースバイケースで判定することになります。

